

改正放送法の施行に向けたNHK関係の  
省令等の整備についての意見募集結果(概要)  
～主な提出意見と総務省の考え方～

---

令和元年9月11日

## 1 インターネット活用業務の費用の会計上の透明性の確保

### ア 受信料を財源とするインターネット活用業務の費用の上限に関する算定根拠の明確化

- ・ 受信料を財源とするインターネット活用業務の費用上限について、インターネット活用業務の実施基準の認可申請の際に算定根拠を明示することを規定

### イ 区分経理の実施

- ・ インターネット活用業務の費用について、既存の放送等の業務と切り離して会計を整理することを規定

## 2 子会社等の事業運営の在り方

### 事業運営の「適正性」「透明性」「効率性」の確保

- ・ NHKの事業運営の「適正性」「透明性」「効率性」を確保するため、NHKグループの内部統制や子会社等の情報公開に関する改正放送法の解釈等を示すガイドラインを整備

## 3 インターネット活用業務の対象の拡大

### 実施基準の記載事項の見直し等

- ・ インターネット活用業務の実施基準の記載事項（区分経理に関する規定の詳細等）を定めるなど、所要の規定を省令に整備
- ・ 実施基準が、改正法で新たに規定された事項（常時同時配信等の提供条件が受信料制度の趣旨に照らして不適切でないことを求めること等）を踏まえたものとなるよう、所要の規定をガイドラインに整備

## 4 NHKグループの適正な経営を確保するための制度の充実

- ア 経営委員会による意見公募（パブリックコメント）手続に関する規定の整備 対象範囲（中期経営計画等）や手続等を省令に規定
- イ NHKグループに関する情報提供に関する規定の整備 対象範囲（中期経営計画、子会社の財務諸表等）や提供方法等を省令に規定
- ウ 監査委員会の機能強化に関する規定の整備 監査委員会の機能強化（専門家等による補助、監査委員会への報告体制、監査費用の前払い等に係る方針等）に関する規定を省令に規定

■ 意見募集期間：令和元年7月2日（火）から同年7月31日（水）まで

■ 提出意見件数：48,165件（放送事業者等：48件、個人等：48,117件）

■ 意見提出者：

○ 放送事業者等【48件】（50音順）

RKB毎日放送（株）、青森放送（株）、（株）秋田放送、朝日放送テレビ（株）、  
（株）鹿児島讀賣テレビ、関西テレビ放送（株）、北日本放送（株）、（株）熊本県民テレビ、  
（株）熊本放送、（株）高知放送、札幌テレビ放送（株）、（株）静岡第一テレビ、  
（株）ジュピターテレコム、中京テレビ放送（株）、（株）中国放送、中部日本放送（株）、  
（株）テレビ朝日ホールディングス、（株）テレビ岩手、（株）テレビ愛媛、（株）テレビ大分、  
（株）テレビ金沢、（株）テレビ高知、（株）テレビ信州、（株）テレビ東京ホールディングス、  
（株）テレビ新潟放送網、（株）テレビ宮崎、（株）テレビユー山形、東海テレビ放送（株）、  
（株）東京放送ホールディングス、（株）長崎国際テレビ、南海放送（株）、西日本放送（株）、  
日本テレビ放送網（株）、日本海テレビジョン放送（株）、  
（一社）日本新聞協会メディア開発委員会、日本放送協会、（一社）日本民間放送連盟、  
広島テレビ放送（株）、福井放送（株）、（株）福岡放送、（株）フジテレビジョン、  
北海道文化放送（株）、（株）毎日放送、（株）宮城テレビ放送、山形放送（株）、山口放送（株）、  
（株）山梨放送、讀賣テレビ放送（株）

○ 個人及び上記以外の法人等【48,117件】

## 主な提出意見(要約したもの)

## 総務省の考え方

区分経理の採用によるインターネット活用業務の見える化やネット配信事業における民放事業者・NHKの連携、NHKのガバナンス改革などに必要な措置を講じるという本制度整備案の趣旨や方向性は賛成します。

本省令案に対する賛同の御意見として承ります。

【(一社)日本民間放送連盟等】

法改正の直後から上限設定を緩和して、万が一にも「放送の補完」としての位置付けが揺らぎ、民間の市場競争を阻害することがないように、制度設計に十全の工夫を凝らし厳格に運用することを強く要望します。

NHKにおいては、常時同時配信の実施に当たって、自ら国民・視聴者や関係者の意見を幅広く聞きながら、具体的な業務内容等の検討を行うことに加え、ガバナンス改革の取組とともに、既存業務全体の見直しや受信料額の適正な水準を含めた受信料の在り方について、不断に検討を行うことが求められると考えます。

【(一社)日本民間放送連盟】

区分経理の採用によるインターネット活用業務の見える化について、総務省令でその実効性を担保することは、極めて意義深い政策であると評価されます。NHKは区分経理によってインターネット活用業務の適正性を常に検証するとともに、国民・視聴者や民間事業者への丁寧な説明を尽くすよう要望します。

インターネット活用業務は、放送法に基づき、NHKの目的の達成に資することや業務の実施に過大な費用を要するものではないこと等が求められるものであり、現在の実施基準にも留意し、その費用については、NHKの目的や受信料制度の趣旨に沿って、必要最低限かつ適正なものとなるよう、まずは、NHKにおいて適切に検討することが望ましいと考えます。

【(一社)日本民間放送連盟等】

インターネット活用業務の費用について区分経理を導入し、費用の明細を財務諸表で公表することは、常時同時配信が放送の「補完」として抑制的に運用されているかを検証する上で重要な情報となる。ただし、総務省による事前の厳格な適正判断が欠かせない。加えて総務省には、NHKが現行の「受信料収入の2.5%」という費用上限を順守しつつ、実態を正確に反映した情報の公開に努める制度設計と運用を求めたい。

なお、本省令案では、インターネット活用業務の会計上の透明性確保を図るため、区分経理や情報開示に関する規定を盛り込んでおり、当該規定に基づき、NHKにおいて適切な対応が行われることが適当と考えます。

【(一社)日本新聞協会メディア開発委員会等】

## 主な提出意見(要約したもの)

## 総務省の考え方

区分経理の方法が妥当なものかどうかを判断するために、「費用の整理に関する計算方法」「費用と業務との対応関係」「配賦基準」について、NHKは情報を公開し、丁寧に説明すべきだと考えます。

【(株)テレビ東京ホールディングス】

NHKによるインターネット活用業務に関する会計の透明性を確保するに当たっては、適切な情報開示の実施が必要であると考えております。この観点から本省令案では、区分経理の実施方法等を明示する旨を規定しており、当該規定に基づき、NHKにおいて適切な対応が行われることが適当と考えます。

NHKのインターネットに関わる著作権処理について、NHKが先行して権利者団体とルールを決めるようなことがないよう要望します。また、民放事業者等にとって、後から合意し難い内容にならないために、民放事業者等と情報を共有し、議論することも強く求めます。

【(株)テレビ金沢等】

今般の放送法改正により、NHKは、インターネット活用業務を行うに当たっては、他の放送事業者が実施する当該業務に相当する業務の円滑な実施に必要な協力をするよう努めなければならないものとされているところであり、その規定の趣旨に基づき、まずは、NHKにおいて適切に対応することが求められると考えます。

「市場の競争を阻害しないこと」を審査基準とすることは極めて重要であると考えます。本審査基準に照らし、多角的な観点から十分審査を行うなど、厳格に運用することを強く要望します。

特にスポーツの生中継番組等については、民放事業者による放送やインターネット配信と重複・競合しないよう、民放事業者の商業性に配慮することが求められます。

【(一社)日本民間放送連盟等】

本ガイドライン案に対する賛同意見として承ります。

本ガイドラインでは、NHKが保有している経営資源(受信料財源、職員、放送番組等)を流用し、同種のサービスを行う民間競合事業者よりも不当に有利な条件で提供する等、民間部門との公正な競争を阻害するようなものでないことが必要であるとするほか、民間で既に実施されている同種サービスの市場の規模、シェア等を勘案して、インターネット活用業務が市場の競争を阻害するようなものとなっていないことが必要であるとしています。

NHKのインターネット活用業務はあくまで「放送の補完」であるため、放送制度との整合性を確保する観点から地方向けの放送番組の提供に関して、NHKは地域制限を行う計画を有することを審査基準に追加するよう要望します。

【(一社)日本民間放送連盟等】

改正放送法では、NHKに対し、インターネット活用業務の実施に当たり、地方向け放送番組の配信に関する努力義務が規定されたところであり、その具体的な実施方法については、まずは、NHKにおいて適切に判断すべきものであると考えます。

## 主な提出意見(要約したもの)

## 総務省の考え方

通信には災害時に輻輳し、国民・視聴者の生命、財産を守るための情報伝達が途絶するリスクがあります。いざというときに輻輳が生じて必要な情報を得られなくなるリスクがあることの説明や輻輳を回避するためのNHKの措置(配信ビットレートの抑制など)などを明示する必要があると考えます。

御意見を踏まえ、審査基準として「災害その他の事由により電気通信設備に障害を生じた場合のサービスの提供に関する事項」が適正かつ明確に定められていることが必要であることとします。

【(一社)日本民間放送連盟等】

NHK経営委員会の議決に際し、中期経営計画や放送受信規約、インターネット実施基準などの案と関連資料をあらかじめ公表して行う意見募集を義務付けることは、極めて適切であると考えます。

本省令案に対する賛同の御意見として承ります。

なお、第18条第2項は、今般改正された放送法第29条第3項に基づき、中期経営計画等の案及び関連する資料をあらかじめ公表し、広く一般の意見を求めなければならないものとしたものです。

意見募集を義務付ける対象については、経営委員会の議決事項だけでなく、NHK受信料制度等検討委員会の答申など、中期経営計画の策定や受信料規約改定の根拠となり得る事項を追加するよう要望します。

同項の意見募集は、経営委員会の権限の適正な行使に資するために設けられた規定であり、御指摘の中期経営計画の策定や受信料規約改定の根拠となり得る事項については意見を求める対象としていませんが、今後の放送行政に対する御意見として承ります。

【(一社)日本民間放送連盟等】

公共放送NHKは国民・視聴者の信頼を基盤とするものであり、総務省令で情報公開の充実を図ることは適切であると考えます。

第55条の2では、実施計画の実施の状況及びその評価に関する資料や、インターネット活用業務の実施の状況の評価及び当該インターネット活用業務の改善に関する資料等を規定することとしており、NHKにおいて適切に対応されるべきものと考えます。

情報公開を義務付ける対象については、常時同時配信を含むインターネット活用業務で得られるデータ等を追加し、公共放送だけがそうした情報を独占することなく民放事業者を含む関係者の参考に供する視点が必要であると考えます。

なお、御意見に関連して、「日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドライン」第4の7(3)では、インターネット活用業務の実施状況の透明性等を確保するための体制整備等を求めており、「当該業務の実施状況(収支実績を含む。)の透明性」としてはいますが、「当該業務の実施状況(サービスの利用状況に関する情報及び収支の実績を含む。)の透明性」に修正することといたします。

【(一社)日本民間放送連盟等】



## 主な提出意見(要約したもの)

## 総務省の考え方

NHK本体および子会社、関連会社などがインターネット活用業務などを通じて広告収入やそれに類した収入を得ることは、将来的にも絶対にあってはなりません。NHKグループの経営方針として、本体でできないことを子会社・関連会社が手掛けたり、子会社等の業績や利益を優先するような事業運営は厳に慎むべきであると考えます。

【(一社)日本民間放送連盟等】

NHKの子会社等の業務範囲については、本ガイドライン7(1)に記載したとおりであり、子会社等の事業運営を通じて業務範囲が遵守されるよう、各機関が本ガイドラインにも記載した役割を果たしていくことが適切と考えます。

必須業務以外の業務委託について、「必須業務と同様の基準を適正かつ明確に定めた上で、それを適正に運用することが適当である」とする方針はNHKの子会社、関連会社の事業運営の適正性を確保する観点から重要であり、賛同します。

任意業務である常時同時配信の実施には認証や視聴者対応などが新たに必要となり、一部の業務はNHKの子会社、関連会社に委託されることが想定されます。常時同時配信に多額の受信料をつぎ込むことは極めて不適切であり、必須業務以外の業務も合理化・効率化を図ることが欠かせないと考えます。

【(一社)日本民間放送連盟等】

本ガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。

常時同時配信等を実施することにより、スマートフォンやPCなどインターネットに接続することができる環境を有する全ての者に対してNHKが受信料を徴収することに反対する。

【個人等】

常時同時配信を受信できることをもって、スマートフォンやPCなどの所有者が新たに受信料を負担することになるものではありません。

将来、受信料を負担する対象が、インターネットに接続することができる環境を有する者にまで拡大されることに反対する。

【個人等】

今後の放送行政に対する御意見として承ります。